

1-2 安全・安心なまちづくりを進める

■ 基本方針

- すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心して生き生きと暮らすことができる共生のまちづくりを進めています。
- 「日本トップクラスの安全なまち」、「誰もが安心を実感できるまち」を基本に、安全・安心なまちづくりの取り組みを進めています。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

- ・すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心して生き生きと暮らすことができる共生のまちづくりに向けて、バリアフリーのまちづくり、人と車や、人と自転車が共存できるまちづくりなど、地域で自立して生活できる基盤整備を進めています。
- ・交通施設、公園、建物などのバリアフリー化や歩行者安全対策を促進するとともに、それらの個別の取り組みの連携や一体化を図ることによって、地域ぐるみで安心、安全な、人にやさしいまちづくりを進めています。
- ・コミュニティ、福祉、保健・医療など、安心な生活を支援する都市機能について、既存の公共公益施設の活用や民間サービスなどとの連携により、人口減少、少子・高齢社会の市民ニーズに的確に対応できるよう、充実・強化を図っていきます。

(2) 安全なまちづくりの推進

- ・想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、被害をいかに小さくするかということを主眼に、これまで取り組んできたハード対策とともに、的確な情報提供や速やかで確実な避難行動、自主防災組織による助け合いなどのソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策を進めます。
- ・風水害や地震災害、火災などに対して、治山・治水などの災害予防対策、人的被害や物的被害を最小限に抑える応急対策、災害復旧などに取り組んでいきます。
- ・また、大規模な地震等に備え、災害時に地域住民の避難所となる学校施設等、公共施設の耐震化を推進するとともに、災害時に緊急物資等を輸送するための耐震強化岸壁の整備や道路、橋梁、上下水道等の耐震化を進めます。
- ・道路や公園などの公共施設において、犯罪や事故等を起こりにくくするような視点やバリアフリーの視点等による整備・管理を進めるとともに、防犯カメラなど安全・安心に配慮した環境整備の浸透を図ります。
- ・倒壊のおそれがある危険な空き家等の除却を促進し、安全・安心な居住環境の形成を図ります。
- ・地域における防災・防犯活動を促進し、地域コミュニティによる安全対策などと連携し、総合的な取り組みを進めています。

2 にぎわいと活力があるまちをつくる

2-1 都市特性を活かした産業の立地・振興を進める

■基本方針

○新たな技術と豊かな生活を創り出すアジアの先端産業都市の実現を目指して、産業振興や雇用の確保に向けたまちづくりを進めていきます。

(1) 次世代産業拠点の形成

- ・アジアとの近接性など本市の物流拠点としての強みを活かしながら、完成車メーカーと連携し、次世代自動車産業拠点の形成を進めます。
- ・新たな産業用ロボットの研究開発に取り組むとともに、我が国をリードするロボット産業拠点の形成を図ります。また、国家戦略特区の指定を受けた先進的介護・高齢者活躍拠点の形成に向け、介護ロボット等の導入支援を進めます。
- ・環境関連産業の集積などの豊富な実績を活かした環境産業拠点の形成、北九州エコタウンを基盤とした次世代資源リサイクル拠点の形成を図ります。また、既存環境関連技術の高度化やリサイクル原料調達の海外展開等により、アジアの次世代資源循環型拠点を目指します。
- ・地域の成長を支える地域エネルギー拠点の形成とともに、それを活用した最先端モデルの構築を図ります。
- ・新しい産業の創出・育成に向けて、北九州学術研究都市を核とした産業を支える知的基盤の強化に重点をおいた取り組みを進めていきます。

(※)先端産業やこれから成長が見込まれる産業

(2) 物流機能・交通ネットワークを活かした産業の立地

- ・本市のアジアに近い地理的優位性や、充実した北九州市の物流機能、交通ネットワークの特性を活かして、多頻度・定時性・高速性に着目した輸送サービスの展開を推進します。
- ・東九州自動車道の宮崎市までの開通や北九州空港の強みを活かし、国際競争力のある物流拠点の強化を図り、港湾、空港、鉄道、高速道路などのアクセスや連携が図りやすい場所において、産業の立地を促進・誘導していきます。
- ・本州との連絡道路網や市東部・西部の港湾施設に通ずる幹線道路網、市内の幹線道路を整備するなど効率性の高い物流基盤の維持・発展を図ります。

(3) 国の経済社会の構造改革を活用した産業の振興

- ・国際競争力のある産業や、わが国全体の経済活性化に貢献できるような産業を育成、振興していくために、国家戦略特区、グリーンアジア国際戦略総合特区の指定、北九州市環境未来都市の選定などのポテンシャル(優位性)を活用した産業の振興を図ります。
- ・国際戦略総合特区などにより、アジアとの貿易のシームレス化を進め、市内マザーワークと海外工場における製品や部品の輸出入など国際水平分業に対応した物流振興を図ります。

2-2 街なかの産業振興を進める

■ 基本方針

○街なかにふさわしい産業の集積によって活力を高めていく都市を目指し、豊かな生活とにぎわいを生み出し、活力を高める商業・サービス業など、街の魅力や快適な生活環境を阻害しない多様な産業の振興を進めます。

(1) 街なかの産業立地促進

- ・人口減少、少子・高齢社会における高齢者や女性の就業や社会参加の増加などに対応して、子育て・生活の質を支える産業や高齢者の健康増進・生活支援を行う産業など、街なかにふさわしい産業集積を促進します。
- ・街なかへの産業集積にあたっては、再開発事業などによる市街地の更新を進めていくなかで、それぞれの地区の特性に応じた産業集積を進めていきます。

(2) 街なかの商業の機能強化

- ・空洞化が進んでいる街なかの商業の再生に向けて、公共結節機能の強化や、商店街や市場などの再開発や共同立て替えの取組を支援し、併せて街なかの道路やイベント広場、駐車場、駐輪場などの集客支援施設の整備や住宅やサービス施設など、複合的な機能の充実などを促進していきます。
- ・国家戦略特区に基づき、道路など公共空間を活用したエリアマネジメントを推進します。

2-3 産業・交流の核となる拠点づくりを進める

■ 基本方針

○市民生活の向上や都市活力の増進に向けて、都心や副都心、地域拠点において、市民や産業の活動が活発に効果的に行われるとともに、個性的で魅力ある拠点づくりを進めていきます。

(1) 都心・副都心の整備

- ・小倉都心は、北九州都市圏の中核及び国際化に対応する都市拠点として、高次な都市機能と質の高い都市環境の形成を図っていきます。
- ・また、広域的な集客力のある商業・サービス産業や他政令市に比べ従業者数の少ない情報通信業、それらの創業支援の受け皿となる都市環境の形成を図っていきます。
- ・黒崎副都心は、都市圏西部の広域の核として、都市機能の充実、強化と質の高い都市環境の形成を図っていきます。

(2) 地域拠点の整備

- ・旧5市の拠点地区など、交通結節機能を持つ駅などを中心に、市民の利便性の向上に向けて、各地域の特色を活かした整備を進めていきます（門司港、門司、城野、徳力・守恒、下曾根、若松、八幡・東田、折尾、八幡南、戸畠、学術研究都市）。

2-4 街なかや臨海部の低・未利用地などの活用や再利用を進める

■基本方針

- 将来を展望した新しい多様な産業の受け皿として、「市街地臨海部」の土地利用を進めていきます。
- 都市の再生や都市機能の再編・強化に向けて、既存の建築物や土地など都市ストックの再利用を進めていきます。

(1) 市街地臨海部の活用

- ・企業遊休地など臨海部の工業系の低・未利用地について、都市機能の集積や公共交通のアクセスが良いなど連続性のあるまちづくりを図りやすい区域では、企業動向を踏まえ必要に応じて工業系から商業系などへの土地利用転換を進めていきます。

(2) 街なかのストックの活用

- ・企業や公共施設跡地などについては、「街なか居住」や街なかにふさわしい産業の受け皿として利用を促進していきます。

2-5 広域交通・物流拠点都市づくりを進める

■基本方針

- 北九州市の立地条件や優位性を活かした複合型物流拠点都市の形成を実現するため、陸、海、空の交通、産業拠点の整備とともに、それらが連携して交流を促進していく総合的な交通体系の整備を進めていきます。

(1) 円滑な交通と活発な交流を支える交通ネットワークの整備

- ・交通・物流拠点都市としての機能向上に向けて、空港、港湾、鉄道、道路などの交通基盤の整備と結節の強化を進め、円滑な交通ネットワークを形成していきます。
- ・都市間を結ぶ広域道路網の整備や主要渋滞ポイントの解消など、交通の円滑化や物流効率化に向けた道路整備を推進していきます。

(2) 交通・物流基盤と連携した周辺の計画的な土地利用

- ・24時間利用可能な海上空港である北九州空港、豊灘大水深港湾や東九州自動車道などの広域的、国際的な交通・物流基盤の整備と連携して、豊灘地区、北九州空港跡地産業団地などの産業拠点や、新門司地区、インターチェンジの周辺地域において、産業活動の活発化に向けた効果的な土地利用を計画的に進めていきます。
- ・東九州自動車道の宮崎市までの開通により、本市は中国自動車道、東九州自動車道、及び九州自動車道の結節点となることから背後圏が拡充するため、インターチェンジ周辺を物流・生産用地として計画的に活用し、自動車、電気機器などの部品や農産物などを対象とする物流・生産拠点の集積を目指します。

2-6 周辺都市との連携を進める

■ 基本方針

- 北九州市と近隣16市町で形成する連携中枢都市圏「北九州都市圏域」^{*1)}では、迫り来る人口減少への対策として、**圏域の市町が連携し、「住みやすく、人を惹きつける圏域」を目指していきます。**
- 北九州都市圏^{*2)}の市町との連携を強化し、福岡都市圏や東九州自動車道沿線自治体、関門地域との都市間連携、地域間連携を促進します。

(1) 近隣市町との連携強化

・連携中枢都市圏「北九州都市圏域」では、経済成長や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の分野で各市町が連携し、圏域人口の急速な減少抑制を目指していきます。

(2) 福岡都市圏など広域における都市間連携強化

・連携中枢都市圏「北九州都市圏域」の圏域西側は福岡県の人口の約5割を占める福岡都市圏と隣接し、圏域東側は東九州自動車道が開通するなど、本圏域のポテンシャルが高まっています。この地理的優位性や交通の要衝としてのメリットを最大限引き出すため、福岡都市圏や東九州自動車道沿線自治体との有効な連携について検討を行っていきます。

・関門地域との交流・連携を強め、広域行政の推進や連絡道路網の形成、関門観光や景観形成に関する協力など、北九州・山口西部地域の全体的な魅力と活力の向上に向けた取り組みを進めています。

・協力、役割分担によって、広域的な都市機能の強化や効率的な都市運営を図っていくとともに、県が進める「福岡県の空港の将来構想」の実現に向けた空港機能の連携や、国際都市のアピールにおける連携などを通じて、一体的な国際都市機能の強化を図っていきます。

*1) 連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を構成する市町

(北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町)

・国が推進する連携中枢都市圏構想に基づき、北九州市と近隣16市町で平成28年4月に形成しました。圏域の各市町が「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の3つの柱をもとに連携し、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するための取組を進めています。

*2) 「北九州都市圏」を構成する市町村

(北九州市、中間市、苅田町、岡垣町、遠賀町、水巻町、芦屋町、行橋市、豊前市、吉富町、みやこ町、築上町)

・福岡県が広域的な視点から都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスター・プラン)」において、一体的な都市圏として、整備、開発及び保全する必要があるとされています。

3 訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる

3-1 快適な都市環境や景観を整え、都市の魅力とイメージを高める

■基本方針

○快適で魅力あるまちづくりに向けて、多様化、高度化していく都市生活への市民のニーズに的確に応え、さらに豊かな充実した都市生活の実現や地域特性を活かした都市景観の形成に向けた取り組みを進めていきます。

(1) パノラマ(眺望)の緑を活かした魅力ある快適な都市環境の形成

- ・「パノラマの緑とまちの緑が育む生き生き北九州」をテーマに、北九州市の大きな特徴である市街地の背後の山々のパノラマの緑と公園や街路樹などの市街地の緑を連携して守り育てながら、自然を活かしたうるおいのあるまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。特に、本市の玄関口である小倉都心と黒崎副都心において都市の顔にふさわしい緑を創るとともに、環境首都を先導する拠点において重点的に緑を増やし、周辺の市街地に緑が広がるように取り組みます。
- ・緑や水辺が充実した魅力ある快適な都市環境の実現に向けて、地域特性を活かし、公園・緑地や市街地の緑の増進、海辺や河川の親水空間の整備などを進め、豊かな緑と水のネットワークの形成を進めていきます。

(2) 「世界の環境首都の魅力」「健康・生きがい」「安全」機能の強化促進

- ・これまで培われてきた高い市民環境力をベースに、低炭素社会づくりに勇気を持ってチャレンジし、地球温暖化防止活動の推進と都市の活力増大に向けた取り組みを同時に推し進めていく。その成果は、国内はもとより、成長著しいアジア地域の諸都市にも都市間レベルの協力関係の中で役立てて、アジアを中心として持続可能な社会の実現に貢献していきます。
- ・高齢者による地域活動等の活性化や高齢者の生きがいづくりの推進を図るため、地域における健康づくりや、世代間の交流等に取り組み、ふれあいと活力のある長寿社会を目指します。
- ・「北九州市安全・安心条例」をもとに、市民、事業者、行政、学校等が、新たな「安全・安心まちづくり」に向けて問題意識を共有し、それぞれの役割を認識することを目指します。

※市民環境力とは、市民一人ひとりが内発的・自発的により良い環境、より良い地域をつくりていこうとする意識や能力を持ち、行動を起こしていくことを言う。

(3) 地域の特性を活かした魅力ある美しい都市景観の形成

- ・閑門景観や臨海部産業景観など、北九州市固有の景観を重視した景観づくりを進めます。
- ・市民一人ひとりが身近な景観を大切にし、主体的に景観づくりに取り組めるように、地域との協働による景観づくりに取り組みます。
- ・自然度の高い森林、河川など、北九州固有の美しい自然景観を形づくる豊かな自然を保全し、生態系ネットワークの形成に努めています。

3-2 「観光まちづくり」を進め、都市の魅力とイメージを高める

■ 基本方針

○都市の魅力や個性で多くの人々を引きつける“観光都市”的形成に向けて、地域ごとに特色ある歴史、文化、産業を形成してきた街と恵まれた自然とが近接している北九州市の特性を活かし、観光を核とした都市の魅力とイメージを高める取り組みを進めていきます。

(1) 北九州市=観光都市としてのプランディングによる都市イメージ向上と情報発信の強化

- ・本市の有する数多くの魅力的な地域資源の情報を市内外へ発信し、市民の郷土愛の醸成や、本市の知名度・観光都市としてのイメージ向上を図ります。
※価値の高いものとして育てること。

(2) 北九州ならではの地域資源を活かした「観光まちづくり」

- ・世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である官営八幡製鐵所関連施設をはじめとする産業遺産を観光資源として活用します。
- ・本市の代表的する観光地「門司港レトロ」や「小倉城」のほか、北九州市ならではの観光資源の更なる魅力向上を図り、多くの観光客誘致を行うとともに、観光ボランティアガイドの育成・活用など、観光都市にふさわしいおもてなし体制の充実を図ります。

(3) インバウンド(訪日旅行)戦略

- ・ターゲットエリア(標的とする地域)を意識したプロモーションを展開します。
- ・案内機能強化や環境整備による受入体制を充実させます。

(4) MICE戦略

- ・MICEの誘致体制強化のための国際会議・学会などコンベンション(会議や大会等)の実施や、都市間連携や官民一体によるMICE推進体制の構築などに取り組みます。
- ・産業・環境・サブカルチャー・グルメなどをテーマとしたテーマ別MICEの誘致を促進します。
※MICEとは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

3-3 利用しやすい都市交通ネットワークの形成を進める

■ 基本方針

○ 将来の都市構造に対応して円滑な移動が行われるよう、道路交通体系の整備を進めるとともに、多くの人々の移動の自由を確保していくため、利用しやすく快適な公共交通の充実に重点を置いて、総合的な都市交通体系の整備を進めていきます。

(1) 持続可能な公共交通の確保

- ・都心の交通渋滞の緩和や排ガスの削減を進めるとともに、高齢化などの社会変化に対応するため、需要を見極めながら、交通結節点の改善やバスの走行性の向上により、鉄道、バス、モノレールが利用しやすい公共交通ネットワークを構築していきます。
- ・公共交通サービスが十分でない地域に対して、地域の日常生活を支える交通手段の確保を図っていきます。

(2) 幹線道路の整備

- ・将来の交通需要への対応や産業交通と日常交通の分化など交通の適切な処理を図るために、都市の骨格となる幹線道路の整備について、公共交通との連携や道路網の適切な機能分担を図りつつ、効率的に進めています。

(3) 少子・高齢化社会にふさわしい多機能な道路空間の整備

- ・道路を多機能な活用の可能性をもつ公共空間として位置づけ、バリアフリー、都市景観形成、にぎわいづくりなどの観点から、求められるニーズに対応した整備を進めています。

4 環境にやさしいまちをつくる

4-1 都市ストックを活用した効率的なまちづくりを進める

■基本方針

○都市基盤、公共施設、土地資源、さらに産業集積など、北九州市の豊富な都市ストックを活用して、新しい時代に必要な機能を加えて再生・強化することで、にぎわいづくりやまちの活性化、産業振興やコミュニティの再生など、環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

(1)ストックを活用した都市インフラ整備

・既存の道路などの交通施設、公園、上下水道などの都市基盤、今後も必要な公共施設のストックを最適に維持・活用し、少子・高齢社会の新しい需要への対応や長期的に利用可能な質の高いストック形成に向けて、効率的・効果的な再整備を図っていきます。

(2)産業振興・コミュニティの再生

・遊休不動産や公園・広場などの都市施設を、産業振興や雇用創出、コミュニティ、エリア価値の向上などを目的とする再生を図り、楽しく、心地よく、活気ある空間を創出します。

4-2 環境共生のまちづくりを進める

■基本方針

○恵まれた自然や公害克服の実績、高度な環境対策技術などの北九州市の特性を活かして、世界の環境首都としての低炭素社会の実現や、生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保など、持続的な発展が可能なまちづくりを進めていきます。

(1)環境負荷を低減していく低炭素社会・循環型社会の形成

・北九州市の都市構造や工場とまちの近接性、高度な素材技術などの特性を活かし、長寿命でエネルギー利用が少ないコンパクトな都市を目指すとともに、都市内の効率的なエネルギーの活用や温室効果ガス吸収源としての効果が大きい緑の拡大を進め、低炭素で豊かな生活ができるストック型のまちづくりを推進していきます。

(2)豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

・多世代にわたる人々が多様な自然とふれあい、自然と共生し、「都市域と里地里山などが生態系から得られる様々な恵みの需給の観点でつながっている」ように、都市と自然が共生し、豊かな自然環境と生物多様性を保ちつつ、新たな産業都市として持続的な発展が可能なまちづくりを目指します。
・市街地及びその周辺地域での「農業の場」となる農地については、食料生産のほか、防災、良好な景観の形成等を図るため、環境機能を重視しながら、計画的に保全していきます。

5 市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める

5-1 市民を主役とした地域づくりを進める

■基本方針

○地域主導でのまちづくりを実現するために、行政主導のまちづくりから脱却し、市民自らがまちづくりに主体的に関わっていく仕組みや環境整備を進めます。

(1)まちづくりの計画段階からの協働の促進

・地域において市民が参画するまちづくり活動を進めていくため、まちづくりに関する企画や計画の段階から、地域の特性や自主性を活かした協働の仕組みづくりを進めていきます。

(2)地域ネットワークづくりの推進

・近年、核家族化・価値観等の多様化、住環境の変化などにより、希薄になっている地域のネットワーク(つながり)を強化するため、小学校区を単位とした活動拠点である市民センターを活用しながら、住民主体のまちづくりを進めていきます。

5-2 多様な主体と行政が連携した地域づくりを進める

■基本方針

・多様な主体による参加活動を醸成し、協働のまちづくりの裾野の拡大と連携を図っていくとともに、市民、企業、行政などの役割分担について見直しを進め、これまで行政が担ってきた社会資本の整備や公共サービス、公益事業などについて、民間活力の導入を進めていきます。

(1)NPOやボランティア団体との連携促進

・地域の枠を超えて活動するNPOやボランティアなど、テーマ別に活動している個人・グループの協働によるまちづくりを促進します。

(2)まちづくり関連事業への民間参加促進

・工業都市として多くの企業とともに発展してきた本市においては、公益性の高い事業への民間参加の促進に向けて、諸規制の緩和や参加支援制度の拡充、公共サービスとの効果的な連携などを進めるとともに、長期的な視点からの効率性を考慮し、維持管理の観点を踏まえ、PFI方式などを活用した社会資本整備への民間参加を促進していきます。

第3部 都市空間形成の基本方向

第1章 土地空間形成の基本的な方針

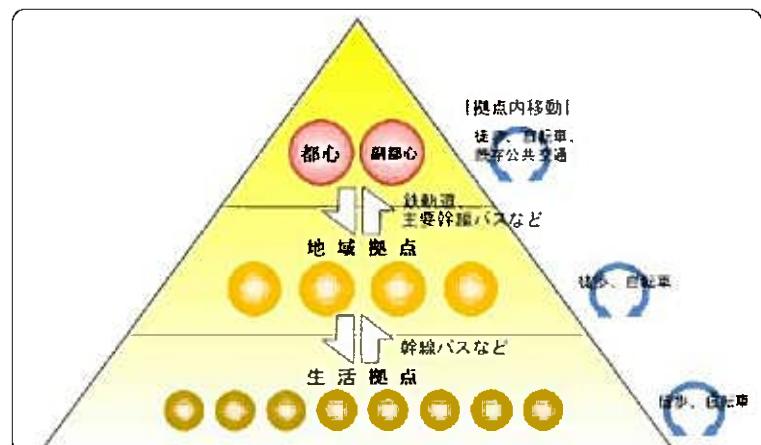
1-1 集約型の都市構造の形成

持続可能なまちづくりを進めるため、既存ストックの活用や公共交通の維持の視点も踏まえ、既に都市機能や人口が集積している拠点やその周辺の公共交通利便性の高い既成市街地において、その集積の維持・向上を進めていきます。



1-2 階層構造の拠点形成

都心、副都心、拠点地域においては、都市全体の更なる魅力の向上や活力の維持に向けて、各拠点の役割を明確にし、都市機能の維持・集積を図っていきます。

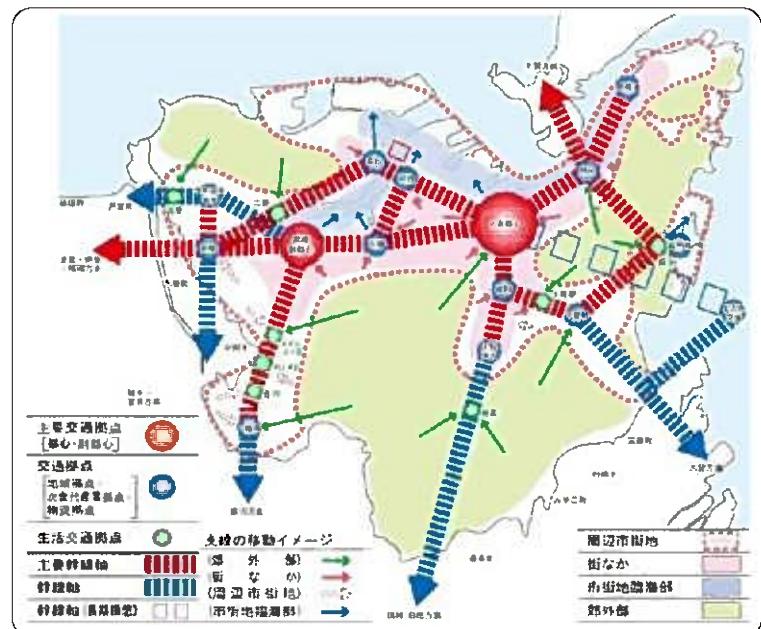


1-3 交通網ストックを活かした交通軸形成

交通軸は、都市構造の骨格として、都市活動に対する主要な公共交通及びその沿線の区域です。

街なかにおける各拠点が連携し、相互補完機能を高めるため、既存の公共交通網を主体とした交通軸を骨格とする機能的な都市構造の形成を図ります。

周辺都市と結ぶ交流軸を設定し、アクセス道路の整備や高速道路インターチェンジなど交通要衝地周辺における適切な土地利用などを図っていきます。



第2章 土地利用の基本方向

2-1 市街地ゾーンにおける都市機能の集積と良好な都市環境形成

市街地ゾーンは、概ね現在の市街化区域の範囲を基本として、拡大を抑えていきます。

(1) コンパクトなまちづくりの推進～街なかの重点化

人口減少、少子・高齢化に伴うコミュニティの崩壊、生活利便施設の消滅、財政への影響などに備え、コンパクトなまちづくりが必要です。街なかは、相対的に人口や産業の密度が高く、買い物の利便性が高く、都市基盤や公共施設などが充実し、公共交通の利便性が高い区域です。また、道路などの都市基盤のストックも充実していることから都市運営を効率的に行うことができます。

そのため、都市ストックが充実している街なかを重視し、コンパクトなまちづくりを進めています。

コンパクトなまちづくりを進めるため、街なかの用途地域の変更や容積率の緩和により、街なか居住を促進するとともに、街なかの周縁部に位置する鉄軌道駅周辺について、公共交通軸沿線型の市街地形成を検討していきます。

(2) 市街地臨海部の活用・再生

大規模な工業系の土地利用が行われている臨海部では、新産業や物流機能の増進を図るため、低・未利用地の有効活用を進めます。

街なかに隣接する臨海部では、街なかとの連携、役割分担を明確にし、産業構造の転換等による低・未利用地の土地利用転換などを進めます。

(3) 周辺市街地における生活環境の維持

街なかの周辺に形成された周辺市街地では、居住者との協働によって、地区の特性を踏まえながら、住環境や交通環境の維持を図っていきます。

また、コンパクトなまちづくりの推進に向けて、街なかの取り組みと連動し、周辺市街地の区域区分や用途地域などについて見直しを検討していきます。また、斜面地住宅において、防災上・居住環境上の課題を抱える区域の居住のあり方について、長期的なまちづくりの観点から検討を進めます。

2-2 自然・田園ゾーンにおける環境資源の保全と活用

自然・田園ゾーンは、概ね現在の市街化調整区域の範囲を基本として、原則として開発を抑制します。

(1) 環境資源の保全

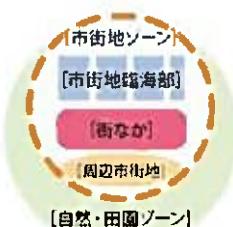
概ね現在の市街化調整区域の範囲である自然・田園ゾーンでは、都市と自然とが共生・調和する、快適で魅力あるまちづくりを進め、緑地、水辺、農地、森林などの保全を図っていきます。

(2) 自然・田園ゾーンの活用

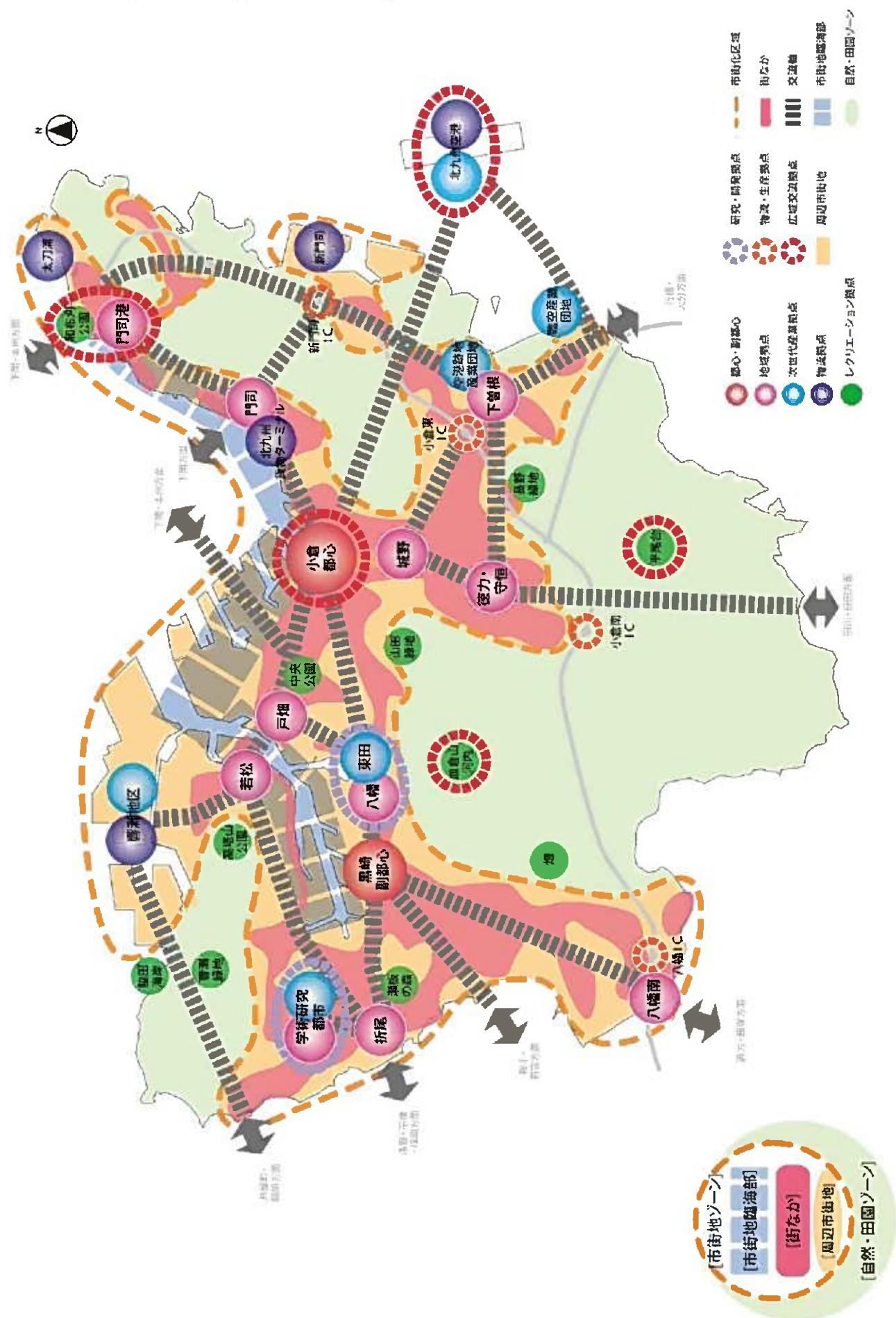
自然とふれあう場の整備や雇用創出、交流人口の拡大に貢献するなど、国家戦略特区の活用をはじめとする市の成長戦略に基づいた政策については、円滑な推進を図るとともに、適切な土地利用の誘導を図っていきます。

(参考)北九州市立地適正化計画との関係

都市計画マスター・プラン		立地適正化計画
市街地臨海部	都市や都市近郊の海を臨む区域。 (ウォーターフロント)	-
街なか	相対的に人口や産業の密度が高く、買い物の利便性が高く、都市基盤や公共施設などが充実し、公共交通の利便性が高い区域。 街なかの充実した生活支援機能は、高齢者や子育て中の人々にとって、より大きな利点となる。	<居住誘導区域> 買い物や公共交通等の生活利便性が高く、都市基盤や公共施設などが充実し、一定の人口密度を維持する区域。
都心・副都心	(都心) 北九州都市圏の中心核であり、周辺の市町村も含めた都市圏や国内外をも対象とする高次の都市機能の集約・維持・向上を図る地域 (副都心) 北九州都市圏の西部の中核として、周辺の市町村も含めた都市圏を対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域。	<都市機能誘導区域> 多くの人が利用する都市機能の集約等により生活サービスの効率的な提供を図る区域。
地域拠点	本市の中核として高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域。	
周辺市街地	将来、人口密度の低下が想定される。地域コミュニティ機能や住環境を可能な限り維持する区域。	居住誘導区域外の市街化区域
自然田園ゾーン	市街化調整区域に相当する区域	-



■都市空間形成の基本方向図(将来都市構造図)



第3章 まちのイメージ

「市街地臨海部」、「街なか」、「拠点」、「周辺市街地」、「自然・田園ゾーン」、それぞれのゾーンにおいて、以下のようなイメージのまちの形成をめざします。

まちづくり形成のイメージ	
住み良い街なか	<p>◆「拠点」のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業や都心居住など多様な機能が高度に集積している ○集中する人や車に対応できる ○訪れたくなる魅力が豊かで、交流が活発に行われる 
	<p>◆「街なか」のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多くの人が便利に永く住むことができ、コミュニティ活動も活発に行われる ○高齢者や障害のある人、子育て世代も暮らしやすい ○歩いて便利に暮らせる 

周辺市街地

◆「周辺市街地」のイメージ

- ゆとりのある生活環境が形成される
- 郊外の緑や水辺のアメニティが豊か



◆「自然・田園ゾーン」のイメージ

- 田園環境と調和する生活環境
- 自然の緑や水辺のアメニティが豊か



◆「市街地臨海部」のイメージ

- 先進的なモデルとなる特色ある工業地域が形成される
- 海辺のアメニティが豊か
- 新しい都市型産業や居住が創出される



自然・田園ゾーン

市街地臨海部

(1) 活力とぎわいのある街なかの「拠点」のイメージ(都心・副都心、地域拠点)

- ① 産業や都心居住など多様な機能が高度に集積している
 - ・ 広域的な商業機能や多様な機能が高度に集積し、まちの活力増進や雇用機会の拡大が期待されます。
 - ・ 特に交通が便利で生活支援機能が充実している駅周辺など街なかの拠点地区は、住宅を導入する高度利用が行われ、より多くの人々が住むことができます。
 - ・ オープンスペース(空地)を確保し、緑の充実などによって、アメニティの高い都心居住が可能なまちとなります。



- ② 訪れたくなる魅力が豊かで交流が活発に行われる

- ・ ぎわいと交流の場、水辺や緑を活かした憩いの空間、特色ある観光施設などの適切な配置とバリアフリーの回遊空間によるネットワークが形成されます。良好な都市景観や街悩みの整備により魅力が豊かになります。



- ③ 集中する人や車に対応できる

- ・ 放射環状型の道路ネットワークが形成され、拠点地区内の発生・集中交通への対応や、拠点地区を通過する自動車交通の進入抑制などの交通対策が図りやすくなり、混雑の解消が進みます。
- ・ 駅やバス停の利便性の向上や環境の改善、循環バスの運行など、公共交通軸を中心を利用しやすい公共交通の実現や自動車交通の集中の緩和によって、混雑を防止しながら多くの人が集まることができます。



(2) 住み良い「街なか」のイメージ

- ① 多くの人が便利に永く住むことができ、コミュニティ活動も活発に行われる

- ・ 利便性の高い街なかに多くの人が住めるように、土地を有効利用した良質な都市ストックとして永く活用できる中高層の住宅が立地します。ただし、日照や通風を確保し、生活環境の悪化を防ぐため、隣地との空間や植栽スペースが配置され、良好な生活環境が形成されます。
- ・ 低層住宅地であることが望ましい地区では、住民などの合意に基づいて、マンションの立地を規制したり、高さをコントロールすることによって、生活環境をまもります。



- ② 高齢者や障害のある人、子育て世代や働く女性も暮らしやすい

- ・ 市民生活や女性の就業などを支援する施設やサービスが充実し、安心・安全に住み続けることができます。



- ③ 歩いて便利で健康に暮らせる

- ・ 買い物の場や身近な公共施設などが、徒歩や公共交通により利用できる範囲にあります。少子・高齢社会において、これらをもっと便利に、もっと快適に利用できるよう、バリアフリーの歩きやすい歩行者空間や自転車を利用しやすい道路、日常的な商業やサービス業などが充実します。

④街の緑や水辺のアメニティが豊か

- ・公園や街路樹などの公共空間の緑だけでなく、敷地・建物の緑化や街なかの水辺の活用が充実しています。
- ・街なかのアメニティが高く、多くの人々が集まって快適に住み続けることができます。



(3)都市の新しい活力や魅力を生みだす「市街地臨海部」のイメージ

①先進的なモデルとなる特色ある工業地域が形成される

- ・北九州市の特性である臨海工業地域における産業の高度化や産業景観などの向上が進みます。
- ・エネルギー対策(再生可能エネルギーの利用等)や廃棄物対策(ゼロ・エミッション等)など世界の環境首都にふさわしい環境対策の充実したモデル的な工業地域が形成されます。



②海辺のアメニティが豊か

- ・海辺の親水空間と店舗や住宅などが調和して、楽しさや、快適さを譲り出すウォーターフロント(水際の地域)が形成されます。
- ・海風の通り道や海を眺望できる空間など、海辺のアメニティを街なかにも導入し、開放感のある都市空間が形成されます。



③新しい都市型産業や居住が創出される

- ・低・未利用地となっている、街なかに近い市街地臨海部は、立地特性を活かし、新しい都市機能の受け皿にもなります。
- ・計画的な土地利用転換によって、工業に代わる新たな産業や都市型住宅、レクリエーション施設などにより、都市の活力が高まります。
- ・既存のまとまりのある工業地区では、良好な操業環境を維持し産業の活性化を支援します。



(4)生活環境を維持していく「周辺市街地」のイメージ

①ゆとりのある生活環境が形成される

- ・良好な基盤を持つ低層住宅地などにおいて、敷地の規模や建物の高さを一定に保ち、ゆとりある低層住宅地としての生活環境が維持されます。
- ・主に生活道路を利用したゆとりのある住環境が維持されます。



②郊外の緑や水辺のアメニティが豊か

- ・農地や寺社などの歴史的遺産や自然と一体となった樹林地、河川空間などが、郊外居住の魅力と快適さを高める資源として大切にされ、保全のための取り組みが進めます。

(5) 緑や農業など自然的環境を保全していく「自然・田園ゾーン」のイメージ

① 田園環境と調和する生活環境

- ・都市と農村の「共生」をめざし、地域資源を活かして、「食料生産の場」である農地を計画的に保全し、「生活の場」を充実させることによって、魅力ある農村空間が形成されます。
- ・環境保全に配慮した都市農業の推進が図られるとともに、貸し農園など、農業者以外の市民が利用できる農地(市民農園)や、観光農園、体験農園など多くの人々が訪れ、農業とふれあうことのできる場が充実していきます。
- ・農村の環境、自然景観、文化などの保全が図られ、下水道や道路、子どもの遊び場など、それぞれの地域にふさわしい住みやすい生活環境が整います。



② 自然の緑や水辺のアメニティが豊か

- ・自然の樹林地や河川などの生態系を保全・再生し、自然に親しむ場を充実していくことによって、自然のめぐみを享受し、快適で健康的な、うるおいとやすらぎのある生活を実現していきます。



③ 計画的な土地利用により本市の活性化が進む

- ・幹線道路の沿道では、立地条件にふさわしい適切な土地利用がなされ、インターチェンジ周辺等では、そのポテンシャルを活かして、物流・生産機能を持つ企業の立地が進みます。



第4部 部門別的基本方針

部門別の基本方針は、まちづくりの目標や都市構造・都市空間を実現するために必要な、都市計画分野の取り組みに関する方針です。

本市では、既存の複数の拠点や交通利便性を活かし、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約した都市構造の実現に向け、第3部で示した「都市空間形成の基本方向」に基づき、8つの分野について基本的な方針を定めます。

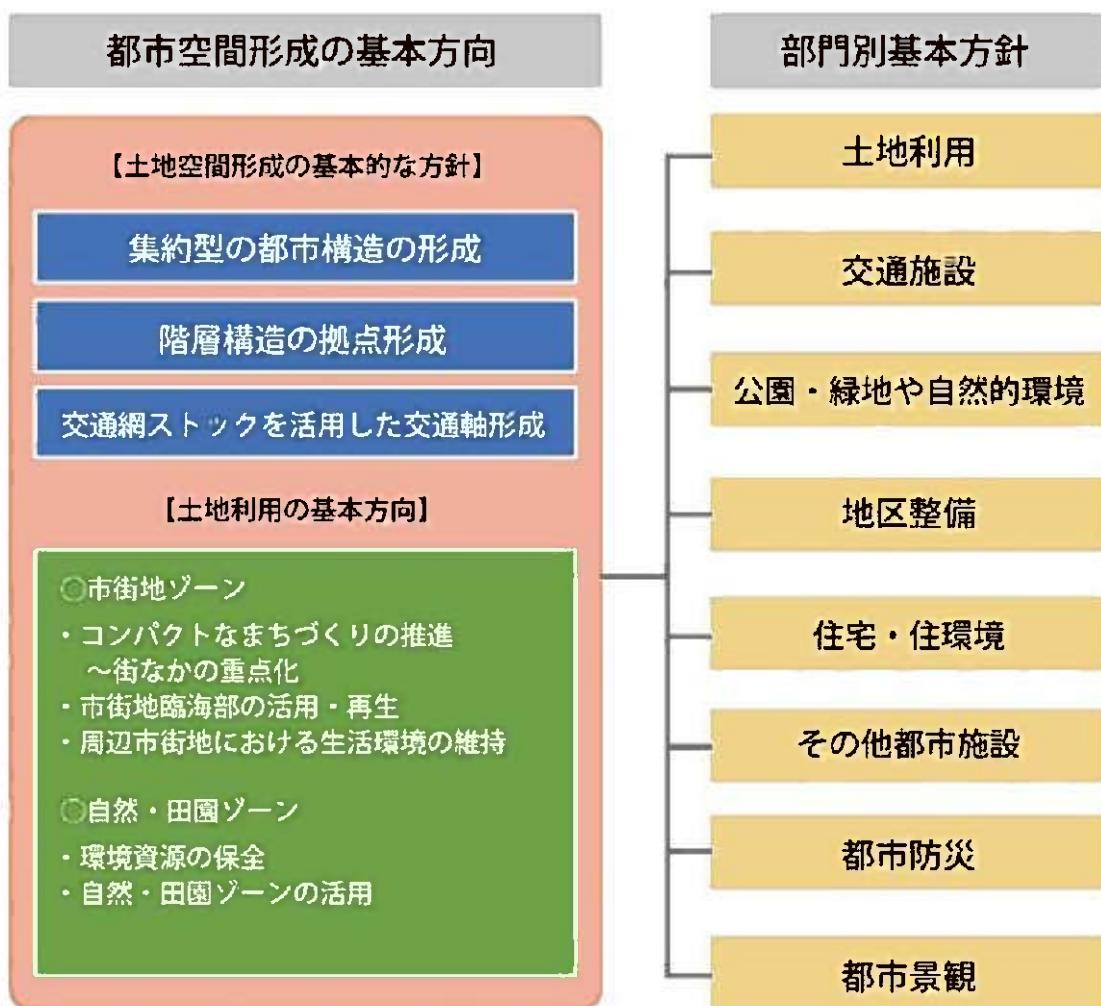


図 都市空間形成の基本方向

1. 土地利用

1-1 基本的な考え方

●都市空間形成の基本方向の考え方を基に、街なか居住を進めるための土地利用の適切な誘導及び規制を進めています。

●各都市拠点においては、それぞれの拠点の役割に応じた都市機能の集積・強化を進めています。

●自然・田園ゾーンについては、都市と自然が共生・調和する、快適で魅力あるまちづくりに向けて、原則的に市街化を抑制していく必要があります。

これを踏まえて、以下では都市計画の目標ごとに基本的な方針を示します。

都市計画の目標	基本的な方針
1.すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる	(1)将来都市構造の実現に向けた用途別土地利用の適切な誘導
2.にぎわいと活力があるまちをつくる	(2)街なかの効率的な土地利用の促進
3.訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる	(3)街なか居住を促進する土地利用の誘導
4.環境にやさしいまちをつくる	(4)拠点地区の目標や課題に対応した土地利用の促進、誘導、規制
5.市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める	(5)自然・田園ゾーンにおける市街化の抑制と環境保全 (6)民間活力を引き出す土地利用の促進

(1)将来都市構造の実現に向けた用途別土地利用の適切な誘導

- ・将来にわたる都市機能の充実と良好な都市環境の形成を図るため、コンパクトなまちづくりを基本とし、市街地の拡大を抑えていきます。
- ・コンパクトなまちづくりを推進するため、街なかの重点化や市街地臨海部の活用・再生、周辺市街地の生活環境の維持等、地域の将来人口等の動向に応じた適切な土地利用を促進します。

(2)街なかの効率的な土地利用の促進

- ・都市ストックの充実している街なかを重点化し、生活機能や産業機能の集積と再生・強化を図るとともに、多様な都市機能が複合した土地利用を促進します。

(3)街なか居住を促進する土地利用の誘導

- ・新たな住宅需要に対しては、街なかで確保していくことを基本とします。
- ・生活サービスや良好なコミュニティが持続的に確保され、多くの人が街なかに住むことができるよう、高度利用の促進、更新の遅れた市街地の改善、低・未利用地の活用などを図っていきます。

(4)拠点地区の目標や課題に対応した土地利用の促進、誘導、規制

- ・都心や副都心、地域拠点など、さまざまな都市活動の拠点においては、拠点内の人口や経済活動のほか公共交通へのアクセス、及び地域の実情や市街地形成の成り立ち等を勘案して、それぞれの拠点の役割にふさわしい高次な都市機能の集積・強化を促進します。

(5)自然・田園ゾーンにおける市街化の抑制と環境保全

- ・都市と自然が共生、調和する、快適で魅力あるまちづくりに向けて、現在の市街化調整区域においては、原則として市街化を抑制します。
- ・緑地、水辺、森林などの自然的資源及び農地を保全していくとともに、田園環境と調和した集落の環境維持や、国家戦略特区の活用など市の成長戦略に基づく政策に沿った適切な土地利用の誘導を図ります。

(6)民間活力を引き出す土地利用の促進

- ・市民や企業による都市の再生に向けた土地利用を支援する制度の活用を図ります。

1-2 用途別の土地利用に関する方針

1-2-1 住居系土地利用の方針

(1) 街なかにおける住居系土地利用

- ・街なかでは、居住誘導の受け皿となる中高密度の住宅地づくりを進めていきます。更新の遅れた市街地では、建て替えや低・未利用地の活用を誘導し、住宅の供給促進を図っていきます。
- ・特に都心や副都心では、高密度の複合的な住宅地づくりを進め、土地利用規制の緩和などによる民間住宅建設活動の促進や、住宅機能を導入する再開発の促進を図っていきます。
- ・一方、既存の低層住宅地で、将来的にも低層系の土地利用が適切な区域では、居住環境の保全を図っていきます。

(2) 周辺市街地や自然・田園ゾーンにおける住居系土地利用

- ・周辺市街地では、都市のコンパクト化に伴い、ゆとりある居住環境が形成されるため、人口の低密度化の進展や地域の状況を踏まえながら、主として緑や水辺のアメニティが豊かな住居系土地利用を誘導します。
- ・自然・田園ゾーンでは、既存集落の生活環境の維持や国家戦略特区の活用などによる適切な土地利用を図り、無秩序な開発は抑制します。

1-2-2 商業・業務系土地利用の方針

(1) 街なかにおける多様な商業・業務系土地利用の誘導

- ・駅などの交通利便性が特に高い地区では、中高密度の商業・業務地づくりを進めるため、商業活動の増進に必要な土地利用の規模を確保するとともに、街の魅力づくりや防災面から市街地の改善が必要な地区において、リノベーションや再開発を促進していきます。
- ・特に、小倉都心・黒崎副都心において、広域的な集客力のある商業・サービス産業や経済・行政の中心地にふさわしい高密度の商業・業務地づくりを進めるため、中高層の商業・業務ビルの立地の誘導、市街地の更新を進める再開発の誘導、住宅機能を導入する複合的な高度利用の誘導などを図っていきます。
- ・一定の人口密度が維持される街なかでは、日常的な生活利便施設も確保された商業・業務地づくりを進めていきます。

(2) 市街地臨海部における新しい商業・業務系土地利用の誘導

- ・市街地臨海部において、街なかに隣接する低・未利用地など土地利用転換を図るべき区域では、企業の動向を踏まえ、海辺の親水空間と調和した商業・業務系土地利用を計画的に配置します。
- ・土地利用転換に合わせた適切な密度による商業・業務地づくりを進めていくとともに、多様な土地利用が調和する新しい質の高い都市空間の形成を図っていきます。

1-2-3 工業系土地利用の方針

(1) 街なかにおける工業系土地利用

- 街なかの住宅と工業が混在する地区では、住工分離を促進するとともに、将来的にも工業地として利用すべき区域については、周辺環境との調和と適切な密度の維持を図っていきます。

(2) 市街地臨海部における適切な土地利用の誘導

- 市街地臨海部において、工業や港湾機能の維持・増進を図るべき区域では、引き続き周辺環境と調和した工業系土地利用を図っていきます。
- 既存の工業系土地利用のうち、街なかに隣接する低・未利用地など土地利用転換を図るべき区域において、商業・業務系土地利用や次世代を支える産業系土地利用などへの計画的な利用転換を進めていきます。

(3) その他の臨海部における計画的な利用

- 既存の工業地や将来的に工場や物流施設として利用すべき区域、あるいは臨海部の埋め立て地で工業地としての土地利用が計画されている区域において、工業・港湾機能の増進や次世代産業の受け皿として必要な工業系土地利用の計画的な利用を進めていきます。

(4) 内陸部における工業系土地利用

- 自動車や電気機器などの部品や農産物などを対象とする物流・生産拠点の集積を進めるため、インターチェンジ周辺等交通利便性の高い地域において自然や田園環境に配慮しながら、内陸型の工業系用地として、計画的な土地利用転換を進めていきます。また、開発にあたっては、基盤整備等の効率化を図るため、一体的・総合的な活用を誘導します。

1-2-4 公園、緑地など、自然的土地利用の方針

(1) 公共の緑地の充実

- 住区基幹公園、都市基幹公園、広域公園、特殊公園、緑地・緑道などの適切な配置を進めていきます。

(2) 都市環境や風致の維持・向上に必要な民間緑地などの保全

- 北九州市の特性であるパノラマの緑を活かした風致の維持・向上や快適な都市環境の維持などに必要な緑地について、風致地区及び特別緑地保全地区の指定などを図っていきます。

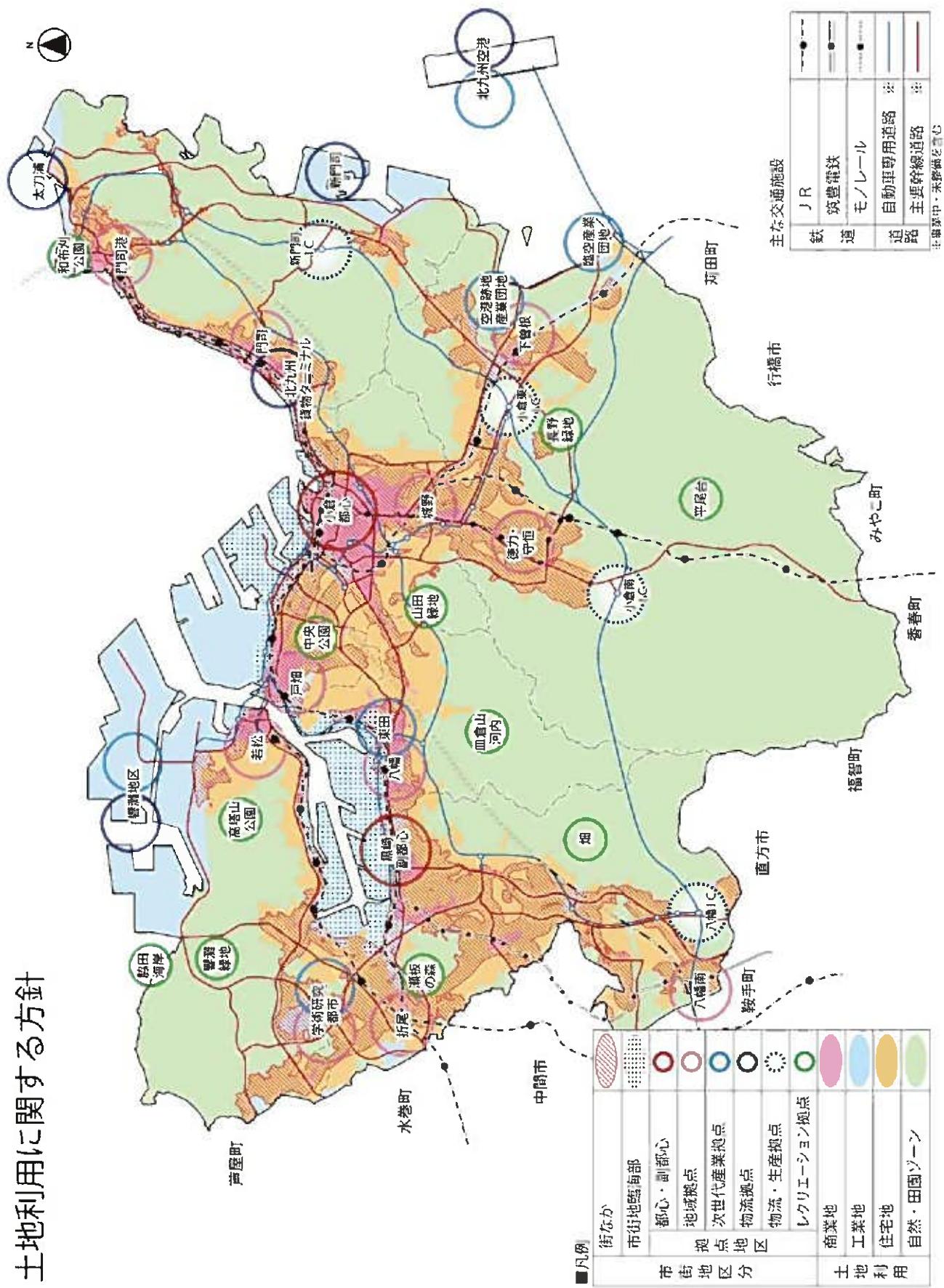
(3) 市街化調整区域における大規模開発の抑制

- 国家戦略特区の活用をはじめ、市の成長戦略に基づく政策に沿った拠点整備を行う場合は、周辺環境に配慮します。
- 住居系の開発については、集落の活性化を図るものに限定するなど、原則として抑制していきます。開発に伴い必要となる基盤整備は、開発者が自らの負担で行うこととします。
- 農業の健全な発展を図ることを目的として指定されている農業振興地域では、農地の無秩序な開発や無秩序な土地利用転換を抑制します。そのなかでも、集団的農地としての維持が相当な区域は、農用地区域として国家戦略特区は活用しつつ、保全を図っていきます。

(4) 災害防止や自然環境形成の観点から保全が必要な区域における土地利用規制

- ・周辺市街地の山麓部や急傾斜地などについて、市街化の抑制を図っていきます。
- ・自然公園地域などにおいては、自然環境の保全に努めるとともに、レクリエーション需要への適切な対応を図っていきます。
- ・市街地に隣接した貴重な樹林地、景勝地などは、その積極的な保全を図っていきます。

土地利用に関する方針



2. 交通施設

2-1 基本的な考え方

- 本市では、優れた立地条件を活かした広域的、国際的な「交流・物流拠点づくり」や「観光まちづくり」、「にぎわいのある拠点づくり」を進めることとしており、移動手段として、産業活動、都市活動、生活、観光といった多様な役割を担っている交通施設の果たす役割は重要です。
- その一方で、鉄道やバス、モノレールなどの公共交通機関の利用は横ばいであることから、街なか居住の推進とともに既存の公共交通を最大限に活用し、持続可能な公共交通ネットワークの形成が必要となります。
- 自動車交通の円滑化や、自動車交通による環境への負担軽減の面からも、公共交通の利用促進を進めるとともに、交通結節点の整備など快適な移動を実現するための取り組みが必要です。
- 自動車交通については、今後も、渋滞対策や便利で分かりやすい道路網の整備や高齢化や市民ニーズに的確に対応しながら、交通施設のバリアフリー化や通学路などの生活道路の充実など、人にやさしい交通環境の形成を進める必要があります。

これを踏まえて、以下では都市計画の目標ごとに基本的な方針を示します。

都市計画の目標	基本的な方針
1.すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる	(1)安心安全な暮らしを支える交通体系の構築
2.にぎわいと活力があるまちをつくる	(2)物流拠点都市の形成や広域的な交流・連携の活発化に向けた交通体系の構築
3.訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる	(3)利用しやすい快適な交通体系の構築
4.環境にやさしいまちをつくる	(4)ストックを活かし、自然保護や地球環境に配慮した交通体系の構築
5.市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める	(5)市民、企業・交通事業者・行政の役割を明確にした交通施策の推進

(1) 安心安全な暮らしを支える交通体系の構築

- ・人優先の安全・安心な道路整備を進めます。
- ・子どもから高齢者、障害のある人まで、すべての市民の利用に配慮した移動環境を確保します。
- ・分かりやすく使いやすい、市民にとって身近な公共交通体系の整備を進めます。

(2) 物流拠点都市の形成や広域的な交流・連携の活発化に向けた交通体系の構築

- ・物流拠点と広域的な幹線道路の整備など、総合的な物流効率化を推進します。
- ・広域的な交流・連携の活発化に向け、アクセス機能の充実や交通結節点の強化など交通体系の整備を進めていきます。

(3) 利用しやすい快適な交通体系の構築

- ・都市の発展や賑わいを創出する道路整備を進めていきます。
- ・異なる交通手段間の連携を図るとともに、円滑でわかりやすい交通体系の整備を進めていきます。
- ・観光施策への対応や多様な都市活動の支援など、道路・交通施設機能の充実を図ります。

(4) ストックを活かし、自然保護や地球環境に配慮した交通体系の構築

- ・道路空間の再配置や交通結節機能の強化など既存交通施設の再整備を進めていきます。
- ・沿道環境や地球環境、生態系の保全に配慮した交通体系の形成を図っていきます。
- ・公共交通ネットワークの確保や利便性向上など、公共交通の充実を進めることで、公共交通の利用促進を図り、地域や目的に応じてバランスの取れた交通手段の選択を促します。
- ・コンパクトなまちづくりの実現に向けて、街なか居住の推進と合わせた公共交通軸の形成を図ります。

(5) 市民、企業・交通事業者・行政の役割を明確にした交通施策の推進

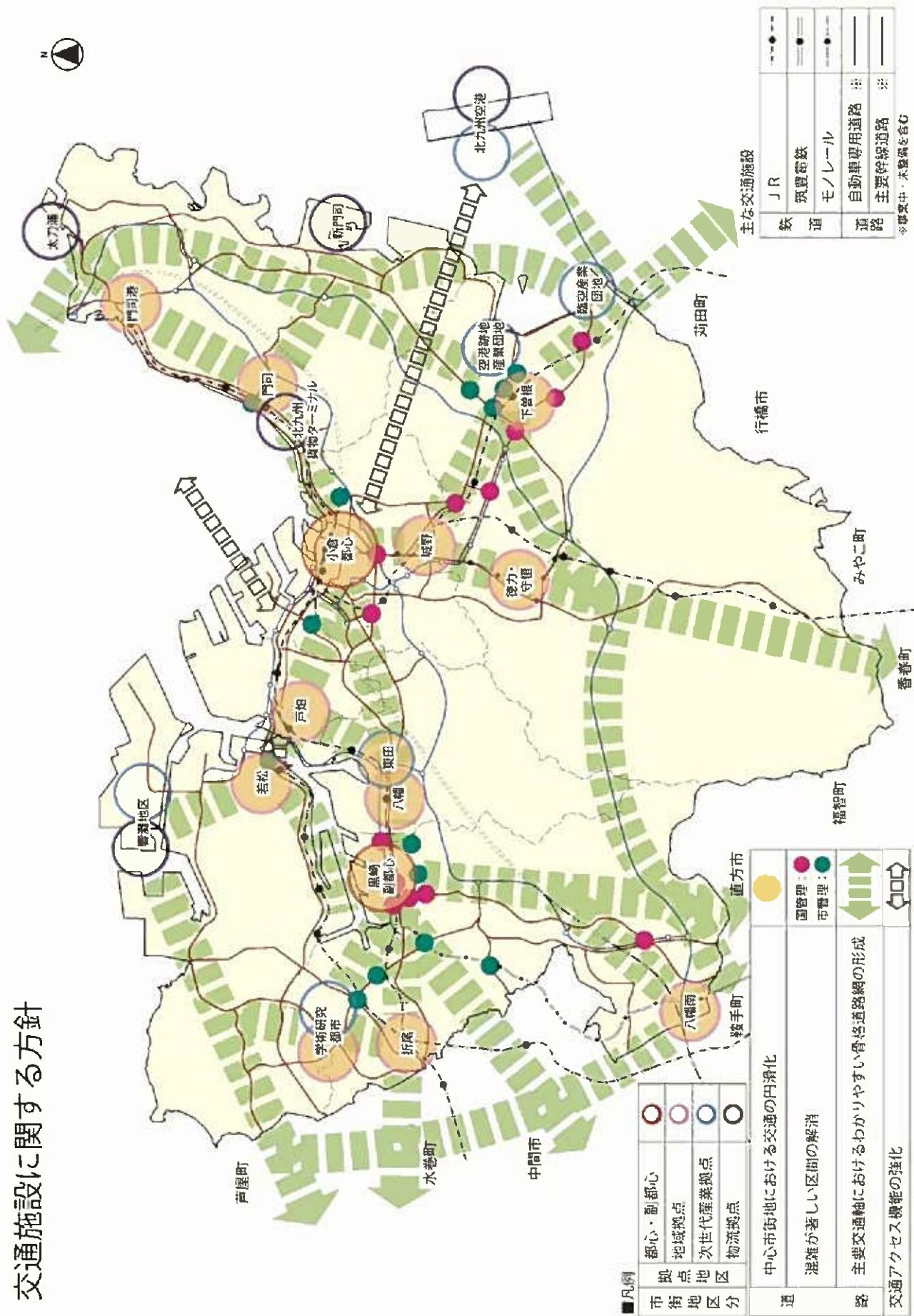
- ・市民・企業・交通事業者・行政がそれぞれの果たすべき役割を十分に理解・認識し、交通施策に対して一体的に連携・協力を行います。

2-2 交通施設に関する方針

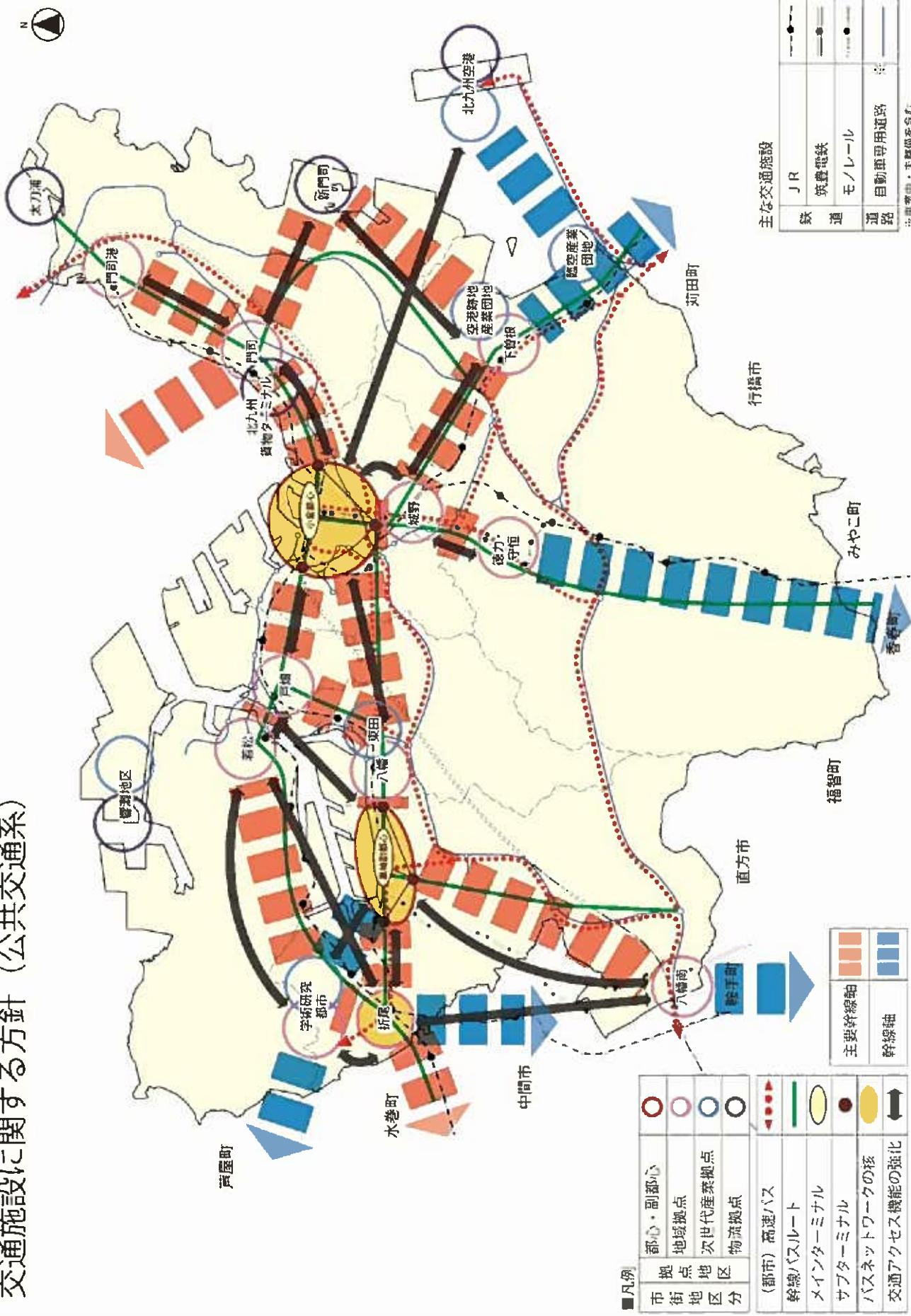
基本方針	交通施設に関する方針	
(1) 安全安心な暮らしを支える交通体系の構築	① 街なか居住を支える交通施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な道路から広域交通体系まで、効率的な交通ネットワーク形成を図ります。 ・利用しやすい公共交通ネットワークの再編を進めていきます。
	② 快適に歩ける生活道路や、人にやさしい交通施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者、自転車、自動車が共存できる道路整備を進めます。 ・駅周辺や中心市街地において子どもから高齢者まで誰もが安全・快適に行動できるバリアフリーの移動空間の整備を進めていきます。
	③ 安全・安心な生活を支える生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時や救急時の緊急活動を支える防災空間機能や代替機能を備えた道路ネットワークの充実を図ります。 ・交通安全や身近な生活の安全に関わる対策の充実を進めていきます。
	④ 日常生活を支える交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地域において、地域の実情に応じて、可能な限り生活交通手段を確保・維持していきます。
(2) 物流拠点都市の形成や広域的な交流・連携の活性化に向けた交通体系の構築	① 拠点地区における住宅・産業開発プロジェクトを支援する交通施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点地区間の連携強化や先端産業・ベンチャー産業など新規産業の立地を支援する交通基盤の整備を進めていきます。 ・市街地の更新などに合わせて、一体的な道路などの交通施設の整備を進めていきます。 ・市街地臨海部などの土地利用転換に合わせた道路整備を進めていきます。
	② 効率的な物流など産業を支える交通施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空港、港湾、鉄道、トラックの貨物ターミナルなど、物流機能の効率的な配置を図りながら整備を進めていきます。 ・物流拠点と広域幹線道路の連絡強化や、産業交通経路の適正化など、物流ネットワークの充実を図ります。
	③ 広域的な交流や地域連携を促進する交通施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州都市圏と福岡都市圏が一体化して国際的な都市機能を強化するために、空港利用の連携、空港アクセス機能の充実などを進めていきます。
(3) 利用しやすい快適な交通体系の構築	① 「観光まちづくり」を支援する交通施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの来訪者にもわかりやすく快適な交通環境の形成に向けて、駅、空港、港湾などの旅客施設と観光ゾーンを結ぶ交通ネットワークや案内情報などの充実を進めていきます。
	② 交通結節機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な交通ターミナルから身近な交通広場、バス停などに至るまで、多様な交通結節点について、利用しやすい乗り継ぎの円滑化に向けた取り組みを進めます。 ・都心と副都心のバス交通機能を強化する取り組みを進めます。
	③ 役割に応じた道路機能の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑に交通を処理する道路機能の充実を進めていきます。 ・交通機能以外にも、それぞれの道路の役割に配慮して、防災、バリアフリー、にぎわいづくりなどに関する機能の充実を進めていきます。
(4) ストックを活かし、自然保護や地球環境に配慮した交通体系の構築	① 既存の交通施設などを活用した効率的・効果的な交通体系の再整備	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の都市構造や交通需要に対し、既存のストックを有効活用するなどの視点に立った、都市計画道路網及び公共交通網の見直しを検討します。

基本方針	交通施設に関する方針		
(5)市民、企業・交通事業者・行政の役割を明確にした交通施策の推進	②地球環境に配慮した自動車交通の抑制	・自動車排出ガスに含まれる大気汚染物質(NOx、PM等)や温室効果ガス(CO ₂)の削減のため、公共交通や自転車の利用促進による自動車交通量の低減、移動距離の短縮や渋滞解消のための道路ネットワークの適正化やボトルネック(問題個所)対策などを進めています。	
	③沿道環境に配慮した道路整備	・道路緑化、高機能舗装、遮音壁の導入などの沿道環境対策を進めています。	
	④自然・田園ゾーンにおける自然保護や生態系維持に配慮した道路整備	・良好な自然的環境の保全のため、道路計画の策定や事業の実施に際しては、環境影響評価など、早い段階から環境への配慮を検討します。	
	①市民ニーズに基づく道路改良	・道路整備の計画や事業実施、維持管理の各段階に応じた市民参加の仕組みづくりに取り組みます。	
	②協働による維持・管理	・情報提供や収集を進めるとともに、市民や企業との連携による交通体系づくりに取り組みます。	
	③ソフト的な交通施策の推進	・ひとり一人の自発的な公共交通への行動変化を促す取り組み(モビリティマネジメント)を進めます。	

交通施設に関する方針



交通施設に関する方針（公共交通系）



3. 公園・緑地や自然的環境

3-1 基本的な考え方

- 本市は、大都市でありながら市街地に近接して山・海の自然が広がり、生物多様性を育んでいるため、このパノラマの緑を保全・活用することが必要です。
- 緑豊かな環境首都のイメージを実感できるように、市民や来訪者に緑のまちづくりを印象づけ、先導する拠点づくりが必要です。
- 身近な公園や狭小な公園は、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、地域の結びつきにつながる利活用が必要となります。また、市民の安全に対する関心が高まっていることから、防災や暮らしの安全を高める緑と公園づくりが必要です。
- 地域活動を支え、地域のコミュニティを強める緑のまちづくりが重要であることから、市民・企業・NPOなどの多様な主体に、緑のまちづくりへの参画が求められます。

これを踏まえて、以下では都市計画の目標ごとに基本的な方針を示します。

都市計画の目標	基本的な方針
1.すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる	(1)日常的に利用できる身近な公園・緑地の充実
2.にぎわいと活力があるまちをつくる	(2)産業エリアや交流拠点の快適性を高める公園・緑地や自然的環境の整備
3.訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる	(3)北九州市のイメージを高めていく公園・緑地や自然的環境の整備
4.環境にやさしいまちをつくる	(4)環境共生の集約型まちづくりと、生態系に配慮した自然や水と緑のネットワークの形成
5.市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める	(5)自然のめぐみや緑のストックを活かした、環境への負荷の小さい都市環境の形成 (6)協働による公園・緑地の充実や自然の保護

(1)日常的に利用できる身近な公園・緑地の充実

- ・既存の公園・緑地の再整備や小規模公園の統廃合・機能の見直し、公園施設のバリアフリー化などを進め、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地やコミュニティ空間の充実を進めるとともに、保育や子育て、高齢者や障害のある人の生活支援などの取り組みと連携した利用を促進していきます。
- ・街なかにおける公園・緑地を都市の生態系の再生の拠点と位置付け、身近な自然とふれあい自然への理解を深める場として整備・充実を図ります。

(2)産業エリアや交流拠点の快適性を高める公園・緑地や自然的環境の整備

- ・商業、工業、物流などの業務系市街地における良好な都市環境の形成に寄与する緑化を推進していきます。

(3)北九州市のイメージを高めていく公園・緑地や自然的環境の整備

- ・都心や副都心などの拠点地区において、都市の顔にふさわしい緑を創るとともに、環境首都を先導する拠点において重点的に緑を増やし、環境首都の機能を高めていくための空間形成を進めていきます。
- ・北九州市の大きな特色である山・海のパノラマの緑をはじめとする自然的環境を、都市の魅力や快適性を高める資源として保全・活用していきます。

(4) 協働による公園・緑地の充実や自然の保護

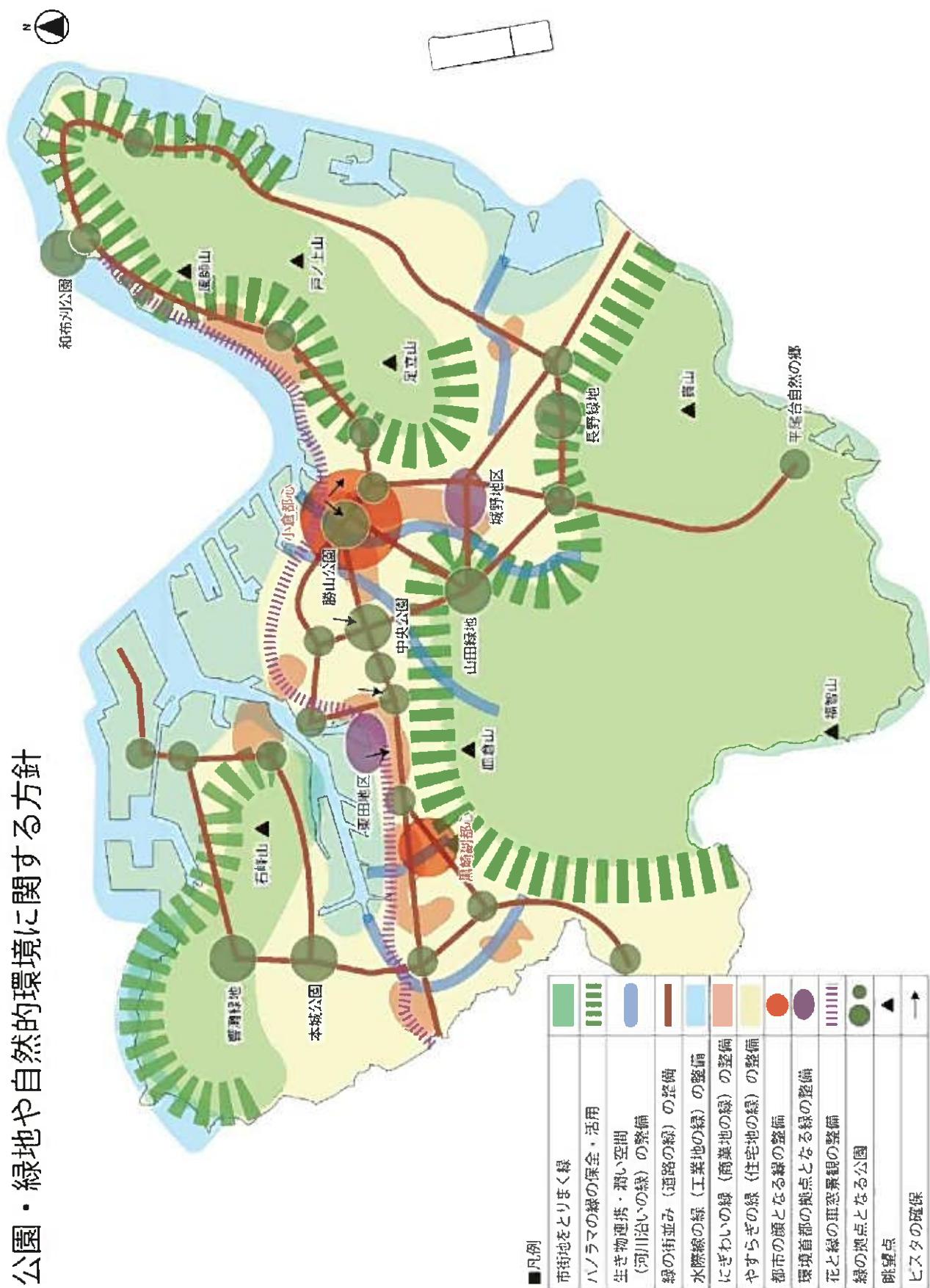
- ・市民と行政が一体となって、既設公園の再整備や利活用、身近な公園・緑地の管理、緑化運動などを推進します。

3-2 公園・緑地や自然的環境に関する方針

基本方針	公園・緑地や自然的環境に関する方針	
(1) 日常的に利用できる身近な公園・緑地の充実	① 街なかにおける、快適な市街地環境形成のための緑化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然的要素を取り入れたうるおいのある市街地環境を形成するため、都市緑化の推進に務めます。 ・市街地にまとまって残る緑地や保存樹を貴重な緑として保全とともに、街路樹の適正な管理を行います。
	② 街なかにおける、防犯・防災機能向上のための公園・緑地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な街なか居住環境を形成するため、公園のバリアフリー化や見通しの確保などの防犯対策、防災機能の向上に取り組みます。
	③ 人にやさしい公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・狭小公園の機能分担や統廃合・バリアフリー化など、既存公園を有効に活用しながら、子育てや、高齢者の健康増進・生きがいづくりなどニーズに対応した公園づくりを進めていきます。
(2) 産業エリアや交流拠点の快適性を高める公園・緑地や自然的環境の整備	① 商業・業務地における快適な環境形成のための緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務地の緑化を進め、都心や副都心などの拠点地区にふさわしい回遊空間の整備、景観の形成に務めます。 ・商業地においては、屋上緑化や壁面緑化の増進を図ります。
	② 臨海部の工業地における緩衝機能や快適な環境形成のための緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部の工業地においては、省エネや企業のイメージアップにつながる緑化を推進します。 ・臨海部の緑化を進め、水辺景観の向上、水辺を活用した身近なレクリエーションに対応した公園・緑地の整備を進めていきます。
(3) 北九州市のイメージを高めていく公園・緑地や自然的環境の整備	① 拠点地区などにおける、世界の環境首都のシンボルとなる緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都心や副都心などの拠点地区においては、花と緑による特色づくりや緑と低炭素のまちづくりなど、世界の環境首都のシンボルとなる質の高い緑化施策を進めていきます。
	② 自然・田園ゾーンにおける、山・海のパノラマの緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に近接して広がる山や海のパノラマ景観を背景にして緑のボリューム感のある街並み形成を図るため、パノラマの緑を保全・活用していきます。 ・豊かな里山や社寺林などを有する歴史的あるいは風土的な地区については、その環境の保全を図ります。
	③ 豊かな山地や海を活かした観光・レクリエーション機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が利用しやすい場所において、レクリエーション機能などの充実・強化を図ります。
(4) 環境共生の集約型まちづくりと、生態系に配慮した自然や水と緑のネットワークの形成	① 市街化調整区域における緑地や水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市らしい自然景観をはじめ、生物多様性を育み、土砂災害の防止などの防災機能を有するパノラマの緑を今後も保全活用します。 ・環境共生の集約型まちづくりを進めるため、市街化調整区域内の農地や緑地の保全を図ります。
	② 自然生態系と共生できる都市機能や都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮して、街なかにおける生物生息環境や移動経路の確保による生態系ネットワークの形成や、山林や河川・海岸の適切な保全・整備と維持・管理により都市生態系の再生を図ります。 ・全市的な生態系の情報提供や環境アセスメントなどにより、開発と保全の調整に向けた取り組みを進めていきます。

基本方針	公園・緑地や自然的環境に関する方針	
(5) 自然のめぐみや緑のストックを活かした、環境への負荷の小さい都市環境の形成	① 街なかにおける、既存の公園を活用した効率的、効果的な再整備	・計画的な維持管理や施設の長寿命化を図るとともに、既存の公園を活用し、多世代の人々が利用しやすい公園として再整備を進めていきます。
	② 街なかにおける、市街地環境の向上をもたらす緑や水辺の活用	・水辺や風の流れなども考慮し、街なかの緑陰を増加させ、気温の上昇を緩和する緑化を推進します。 ・身近な緑の保全・創出や河川・海辺などの親水空間の復元・整備を進めます。
(6) 協働による公園・緑地の充実や自然の保護	① 市民ニーズやコミュニティ活動に基づく協働の仕組みづくり	・市民や企業など、多様な主体の参加のもと、新たな市民ニーズをとらえ、地域の楽しみやコミュニティづくりにつながる公園づくりを進めます。 ・公園・緑地の計画や事業実施、維持管理の各段階に応じた市民参加の仕組みづくりに取り組みます。

公園・緑地や自然的環境に関する方針



(北九州市緑の基本計画を基に作成)

4. 地区整備

4-1 基本的な考え方

- 市民の生活充実への志向や事業の総合的かつ重点的な実施への要請に対応し、街なかにおける土地の有効利用や適切な土地利用の実現を図ることが求められています。
- 特に、地域経済活性化のために、拠点地区や中心市街地の再構築の重要性は高く、国の制度や事業を活用して、地区整備を推進していくことが必要となります。

これを踏まえて、以下では都市計画の目標ごとに基本的な方針を示します。

都市計画の目標	基本的な方針
1.街なかに多くの人が住み、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちをつくる	(1)住宅や生活支援機能の充実に向けた地区整備
2.産業の多様化、交流の活発化、国際化を進め、にぎわいと活力があるまちをつくる	(2)産業機能や高次都市機能の集約・拠点形成に向けた地区整備
3.まちの魅力とイメージを高め、住みたいまち、訪れたいまちをつくる	(3)北九州市のイメージを高めていく地区整備
4.自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める	(4)資源や自然的環境を有効に活用した環境共生型市街地整備
5.市民が主体の、参加と協働によるまちづくりを進める	(5)協働による地区整備

(1)住宅や生活支援機能の充実に向けた地区整備

- ・街なかの利用しやすい場所への公共施設の再配置や防災性向上のための街なかの再整備を進めていきます。



(2)産業機能や高次都市機能の集約・拠点形成に向けた地区整備

- ・拠点地区における再開発の促進と産業拠点、物流拠点の整備を進めていきます。

(3)北九州市のイメージを高めていく地区整備

- ・安全で快適な美しい街なみを形成するための地区的整備を進めていきます。



(4)資源や自然的環境を有効に活用した

環境共生型市街地整備

- ・環境への負荷を軽減するため、資源循環型の市街地整備を進めていきます。



(5)協働による地区整備

- ・都市の再生に向けた市民や企業の提案に基づく土地の有効利用や市街地整備事業などを進めていきます。



4-2 地区整備に関する方針

基本方針	地区整備に関する方針	
(1)住宅や生活支援機能の充実に向けた地区整備	①街なかにおける住宅供給や生活支援機能の充実に向けた市街地整備	・街なかにおける市街地の再開発や公的な住宅団地の再整備などを進めていきます。
	②街なかにおける安全性、防災性の改善・向上の必要性が高い地区の整備	・道路や公園などの都市施設の整備と合わせた防災性の高い市街地への更新を進めていきます。
	③周辺市街地における無秩序な開発の防止	・市街化区域内農地などの低・未利用地の適切な土地利用を誘導します。
(2)産業機能や高次都市機能の集約・拠点形成に向けた地区整備	①産業特性やニーズに的確に対応した産業基盤整備の必要性が高い地区の整備	・次世代産業の集積を促進する拠点整備を進めていきます。
	②拠点地区におけるにぎわいの再生や街なか産業の集積の必要性が高い地区の整備	・都心や副都心などにおける再開発の促進や、都市再生緊急整備地域等の指定を受けて行う拠点整備などを進めていきます。
	③港湾、空港、高速道路と連携して産業集積の必要性が高い地区の整備	・港湾・空港の後背地、高速道路インターチェンジ周辺などにおいて物流・生産拠点の形成を進めていきます。
(3)北九州市のイメージを高めていく地区整備	①次世代にふさわしい優良な居住や都市環境形成のモデルとなる地区の整備	・都心や副都心、地域拠点などにおける良好な都市環境形成のための拠点整備を進めていきます。
(4)資源や自然的環境を有効に活用した環境共生型市街地整備	①環境への負荷を低減する資源循環型まちづくりのモデルとなる地区の整備	・環境関連産業の集積・高度化を図る環境産業拠点、次世代資源リサイクル拠点の形成を進めていきます。
(5)協働による地区整備	①市民や企業の提案に基づく地区整備	・市民や民間事業者の意見や発意に基づく地区整備を進めていきます。

5. 住宅・住環境

5-1 基本的な考え方

- 本市は、街なかに人口を呼び戻し、高齢者や子育て世帯など誰もが暮らしやすく生活利便性の高い「街なか居住」の促進が必要です。
- 良質な住宅ストックの活用や環境に配慮した住宅づくり、住情報の提供など、質の高い社会資産となる住宅ストックの形成と活用が必要です。
- 居住ニーズが多様化・高度化する中、効率的・効果的なサービスの提供、経費削減、地域経済活性化への寄与などの観点から、官と民の適切な役割分担を図ることも重要です。

これを踏まえて、以下では都市計画の目標ごとに基本的な方針を示します。

都市計画の目標	基本的な方針
1.すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる	(1)街なか居住の促進に向けた住宅・住環境整備の総合的推進
2.にぎわいと活力があるまちをつくる	(2)拠点のにぎわいを支える都心居住の促進に向けた住宅・住環境整備
3.訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる	(3)地域の特性や資源を活かした魅力ある良好な住宅・住環境整備
4.環境にやさしいまちをつくる	(4)ストックを活かし、環境に配慮した住宅・住環境整備
5.市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める	(5)協働による住宅・住環境整備

(1)街なか居住の促進に向けた住宅・住環境整備の総合的推進

- ・少子・高齢社会や街なかの活性化に寄与する住宅・住環境整備を促進します。
- ・人口定住や地域活性化のための生活環境整備を促進します。

(2)拠点のにぎわいを支える都心居住の促進に向けた住宅・住環境整備

- ・都心や副都心、地域拠点などを対象とした都市活力の再生のための住宅・住環境整備を促進します。
- ・面整備や道路空間の確保など、まちづくりと一体となった住宅・住環境整備を進めます。

(3)地域の特性や資源を活かした魅力ある良好な住宅・住環境整備

- ・街なかや周辺市街地、田園住宅地など各地域の特性を活かし、地域住民との協働による住まいづくりを進めます。

(4)ストックを活かし、環境に配慮した住宅・住環境整備

- ・既存の住宅ストックや土地ストックを有効活用するとともに、循環型社会に対応した住宅供給を進めます。
- ・環境と共生する低炭素な住まいづくりを促進します。

(5)協働による住宅・住環境整備

- ・民間と公共が協調した高品質な住まいづくりを進めるとともに、市民との住情報の交流を進めていきます。

5-2 住宅・住環境に関する方針

基本方針	住宅・住環境に関する方針	
(1)街なか居住の促進に向けた住宅・住環境整備の総合的推進	①街なかにおける住宅供給の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業などを活用し、良質な住宅供給と居住環境の整備を進めます。 ・土地利用規制の見直しなど、民間の住宅建設活動を促進する取り組みを進めていきます。
	②街なか居住を促進・誘導する支援対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・転入促進に向け、転入者に対する良質な住宅の取得・入居支援などの取り組みを進めます。 ・人口減少地区における良質な賃貸住宅の供給促進や市営住宅の郊外から街なかへの再配置を促進します。
	③子育て支援環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・街なかで人口減少や高齢化などの問題を抱える地区において、子育て世帯が快適に居住できる良質な住宅の供給を促進します。
	④高齢者居住環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市高齢者居住安定確保計画」に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の供給など、多様な住宅供給を促進します。
	⑤災害や犯罪に対する安全性を高めていくための住環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や犯罪に対する安全性の高い住まいづくりを進めています。 ・居住環境や災害対応に課題を抱える地区について、地区的特性に応じた対策の検討を進めます。 ・空家等について、立地状況に応じた適切な取り組みを進めます。
(2)拠点のにぎわいを支える都心居住の促進に向けた住宅・住環境整備	①街なか産業の充実に向けた住宅機能の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・都心・副都心、地域拠点における商業の再生などと一体的に、質の高い住宅・住宅地の供給を図ります。
(3)地域の特性や資源を活かした魅力ある良好な住宅・住環境整備	①地域資源を活かした住宅供給の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や文化、歴史などと調和した魅力ある住まいづくりを地域住民と協働しながら進めています。
	②既に形成されている良好な生活環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・既に良好な居住環境が形成されている区域では、現在の環境を維持するルールづくりを進めています。
(4)ストックを活かし、環境に配慮した住宅・住環境整備	①循環型社会に対応した住宅ストックの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代居住など住宅規模のニーズ拡大に対応して、建ぺい率、容積率の緩和など、土地利用制度の適切な運用を図ります。 ・次世代に継承できる良質な住宅ストックの形成に向け、耐久性や耐震性などの性能が維持され、さまざまな人々によって循環利用される住宅の供給を促進します。
	②街なかにおける土地ストックの合理的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・更新が困難な街なかの土地活用を図りやすくする取り組みの検討を進めています。
(5)協働による住宅・住環境整備	①地域の合意と協力に基づく居住環境の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境の維持や質の高い居住環境を形成していくために、地区計画などのルールづくりや、改善に向けた協働の取り組みを促進します。
	②民間と公共の協調による高品質な住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公的不動産(PRE)などを活用し、民間事業者による高品質な住宅の建設を促進します。
	③市民との住情報の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者などと連携し、住情報提供や住宅相談体制などの充実を図ります。

6. その他の都市施設

6-1 基本的な考え方

●河川・下水・ごみ処理施設をはじめとする社会インフラ及び公共施設等の都市施設は、安全で快適な生活を送るために必要不可欠であり、人口減少社会にあっても、市民の安全を確保し、次の世代が安心して暮らせる地域社会の構築が必要です。

●一方、持続可能な都市経営を行うためには、本市のぎわいづくりや活性化にも留意しながら、「賢く使い」「維持する」考え方のもとで、これらの都市施設を最適に維持していく必要があります。

これを踏まえて、以下では都市計画の目標ごとに基本的な方針を示します。

都市計画の目標	基本的な方針
1.すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる	(1)日常生活を支える都市施設の保全
2.にぎわいと活力があるまちをつくる	(2)産業支援や拠点地区の育成に向けた都市施設の充実
3.訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる	(3)都市の魅力をアピールする都市施設の整備
4.環境にやさしいまちをつくる	(4)資源循環型のまちづくりに向けた都市施設の整備
5.市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める	(5)協働による都市施設の整備

(1)日常生活を支える都市施設の保全

- ・老朽化の進む道路や河川・下水・ごみ処理施設をはじめとする社会インフラは、「予防保全型」の維持管理への転換を図り、長寿命化に取り込むことにより、市民が安全に安心して利用できる環境を整えます。
- ・街なかにおける快適な生活を支援する公共施設についても適切な配置を検討します。

(2)産業支援や拠点地区の育成に向けた都市施設の充実

- ・新たな産業支援や拠点づくりによる都市活力増進に資する公共施設や都市基盤の整備を進めています。

(3)都市の魅力をアピールする都市施設の整備

- ・豊かな都市生活実現のための水辺空間の形成や文化施設の充実、観光まちづくりなどによる集客を支援する都市施設の整備を進めています。

(4)資源循環型のまちづくりに向けた都市施設の整備

- ・効率的な都市機能強化と環境共生型都市生活の実現に資する都市施設の整備を進めています。
- ・連携中枢都市圏「北九州都市圏域」等との連携による、広域的な都市施設の効率的な整備の検討を進めています。
- ・今後も継続使用する施設は、長寿命化によるライフサイクルコスト(生涯費用)縮減に取り組み、支出の平準化を目指します。

(5)協働による都市施設の整備

- ・市民のコミュニティ活動を支える施設の整備を進めています。
- ・市民との協働による都市施設の整備や維持・管理、計画立案などの仕組みの確立に取り組みます。
- ・施設の整備や管理、運営については、民間活力の導入を積極的に進めます。

6-2 その他の都市施設に関する方針

基本方針	その他の都市施設に関する方針	
(1) 日常生活を支える都市施設の保全	① 街なかの利用しやすい場所への公共施設の再配置	・今後も必要な公共施設の更新にあたっては、複合化や多機能化を図るとともに、利便性の高い場所への集約を進めます。
	② 安全・快適な下水道・河川の整備	・自然災害の防止や都市基盤の防災性を向上し、災害に対する安全・安心を高めていきます。 ・総合的な雨水対策と自然や生態系の保全に配慮した下水道、河川の整備を進めます。 ・計画的な予防保全の仕組みを導入し、施設の長寿命化を進めます。
(2) 産業支援や拠点地区の育成に向けた都市施設の充実	① 産業の特性やニーズに応じた都市施設の整備	・最先端の情報基盤や新規産業を支援する都市基盤の整備を進めていきます。
	② 都心や副都心における高次な機能をもつ都市施設の充実	・都心や副都心における各種機能の集積を支える都市基盤の充実を図ります。
	③ 商業再生を支援する都市施設の充実	・中心商業地や地域商店街へのアクセス・回遊環境の形成のための都市施設の充実を図ります。
	④ 新しい拠点育成を支援する都市施設の整備	・市民や産業の活動が集中的かつ効果的に行われる拠点づくりを進めていくことにより、生活環境の向上や都市活力の増進を図ります。
(3) 都市の魅力をアピールする都市施設の整備	① 魅力ある水辺空間の形成	・都心や副都心など人が多く集まる拠点地区や、市街地臨海部において、都市の魅力を高める質の高い水辺空間の形成を図ります。
	② 「観光まちづくり」を支援する都市施設の整備	・観光客に対する都市の魅力をアピールするため、観光地における施設の充実を図るとともに、観光、レクリエーション拠点間の回遊を促進する国際化対応の情報・案内機能の充実を図ります。
(4) 資源循環型のまちづくりに向けた都市施設の整備	① 効率的な供給・処理施設の整備	・廃棄物の再利用や廃熱などの有効利用を促進する施設整備を広域的な視点を含めて進めています。
(5) 協働による都市施設の整備	① コミュニティを支える施設の充実	・市民センターを中心とする地域コミュニティの充実を図ります。
	② 市民ニーズやコミュニティ活動に基づく協働の仕組みづくり	・施設整備の構想から維持管理に至る各段階における市民参加の仕組みづくりに取り組みます。 ・民間施設ノウハウを活用して必要なサービスを提供することを検討します。

7. 都市景観

7-1 基本的な考え方

- 良好的な都市景観の形成は、快適な居住環境や都市機能の集積による暮らしやすい都市環境の創造において、重要な役割を担っています。
- 地域への愛着の向上や持続的なまちづくりのため、本市固有の景観や地域の景観資源を保全・活用し、地域特性に応じた個性的で魅力ある都市景観の形成が必要です。
- 本市の自然特性や都市形成の歴史に根ざした景観について保全・創出・活用を進め、市民生活の豊かさが向上するよう都市景観の形成を図ります。
- 地域特性に応じた魅力的な景観づくりを推進するため、地域・事業者・行政が連携して都市景観の形成に取り組む必要があります。

これらを踏まえて、以下では都市計画の目標ごとに基本的な方針を示します。

都市計画の目標	基本的な方針
1.すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる	(1) 安心・快適に暮らせる都市景観形成
2.にぎわいと活力があるまちをつくる	(2) 地域の魅力や活力を増進する都市景観形成
3.訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる	(3) 北九州市固有の景観や地域特性を高める魅力ある都市景観形成
4.環境にやさしいまちをつくる	(4) 自然や歴史的環境など景観資源を活かした都市景観形成
5.市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める	(5) 協働による都市景観形成

(1) 安心・快適に暮らせる都市景観形成

- ・市民の生活の場において、安心や親しみのある街なみ景観の形成を目指します。



街なみ景観

(2) 地域の魅力や活力を増進する都市景観形成

- ・港湾・工場などの産業の躍動感を活かし、躍動的なものづくり都市にふさわしい産業景観の形成を進めます。



臨海部の産業景観

(3) 北九州市固有の景観や地域特性を高める魅力ある都市景観形成

- ・関門海峡のパノラマや、地域の景観資源への視線を確保するなど、個性豊かな眺望景観の形成を目指します。
- ・都市の顔づくりを進めるうえで、特に景観上重要な地域・地区については、地域特性に応じた景観形成を重点的に進めます。
- ・魅力ある夜間景観の形成を図ります。



関門海峡のパノラマ景観

(4) 自然や歴史的環境など景観資源を活かした都市景観形成

- ・水と緑とのふれあいや地形の変化を楽しむなど、自然との共生を基調とした景観形成を目指します。
- ・景観資源を保全・活用して親しまれる地域のシンボルや歴史的な街なみの景観形成を進めます。

(5) 協働による都市景観形成

- ・市民の創意工夫を活かすとともに、市民・事業者・行政の協働による都市景観の形成を進めます。

7-2 都市景観に関する方針

基本方針	都市景観に関する方針	
(1) 安心・快適に暮らせる都市景観形成	①街なかの良好な住環境の保全、創出、活用による街なみ景観の形成	・街なかの住宅地における秩序ある街なみや永く住み続けたいうるおいのある街なみ景観の形成を推進します。
	②安心・快適に暮らせる都市景観の形成	・人々が交流し働く場所として、誰もが安心して快適に生活を営むことのできる街なみ景観の形成を図ります。
(2) 地域の魅力や活力を増進する都市景観形成	①臨海部の工業地における産業景観が海に映える産業景観の形成	・臨海部に広がる産業・港湾施設と親水空間、及び隣接する市街地が調和した、躍動的なものづくり都市にふさわしい産業景観の形成を図ります。
	②街なかにおける魅力や活力を感じられる街なみ景観の形成	・街なかにおいて、社会活動や経済活動など、活気が感じられ魅力ある景観形成を図ります。
(3) 北九州市固有の景観や地域特性を高める魅力ある都市景観形成	①都市景観が特に重視される地区における重点的な景観の形成	・地域特性を活かした表情豊かな都市景観の形成を図ります。 ・関門海峡のパノラマや、皿倉山、足立山等の緑、地域資源となる建築物等への視線を確保するなど、優れた眺望景観の形成を図ります。
	②公共施設による先導的な景観の形成	・地域の良好な景観形成を先導するような公共の建築、道路、公園、河川などの整備を図ります。
	③安全で魅力的、個性的な夜間景観の形成	・関門地域や街の顔となる拠点の魅力を高める夜間景観の形成を図ります。
(4) 自然や歴史的環境など景観資源を活かした都市景観形成	①自然環境、歴史的な環境の保全、活用による景観の形成	・地形の変化を活かし、水や緑などの良好な自然的環境を感じることができる景観形成を図ります。 ・歴史的な建築物や街なみの保全・活用による都市景観形成を図ります。
(5) 協働による都市景観形成	①民間による建築や開発との連携による景観の形成	・専門家によるアドバイス、計画段階での協議など、協働による景観形成を進めます。
	②市民の創意工夫を活かした景観の形成	・地域における景観に関するルールづくりなど、市民が主役の景観づくりの実現に取り組みます。